



介護保険料の

お知らせ

きちんと納めましょう
今年度の介護保険料は8月に決まります

平成25年度の介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は8月に決まります。被保険者へは8月上旬に保険料の決定通知書を郵送します。

保険料率は昨年度から変更がなく、市町村民税や所得の状況により9段階11区分の所得段階で計算していますが、ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得等に変動がある場合は昨年度の所得段階と変わることがあります。

●問い合わせ

役場福祉人権課福祉高齢者班
または福岡県介護保険広域連合
事業課資格管理係 ☎（092）
643局7055番まで

【詐欺事件にご注意ください】

介護保険や福祉関係者を名乗る詐欺事件が多発しています。役場や広域連合から認定調査や保険料徴収で訪問するときは身分証を持参していただきますので、必ず確認をしてください。不審に思われた場合はお問い合わせください。

●納付方法

納付方法には、年金から天引き

（単位：円）

■平成24年度から平成26年度の介護保険料額

所得段階	対象者	割合	年額保険料
1	生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者の人	基準額 × 0.50	29,233
2	公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.50	29,233
3	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 × 0.70	40,926
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人	基準額 × 0.75	43,850
4	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.92	53,789
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人	基準額	58,466
5	合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額 × 1.18	68,990
6	合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人	基準額 × 1.25	73,083
7	合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の人	基準額 × 1.50	87,699
8	合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.75	102,316
9	合計所得金額が 400 万円以上の人	基準額 × 2.00	116,932

Aさん夫妻の例 夫 69 歳で年金 210 万円の収入…課税所得額は 90 万円
妻 66 歳で年金 78 万円の収入…課税所得額は 0 円

Aさん夫妻の場合は、夫は課税所得額が 90 万円となり、所得段階5の保険額となります。妻は非課税となりますが、夫が課税されているので、基準額に対し 0.92 の保険額となります。





平成 25 年 4 月より総合福祉センターに 鞍手町地域包括支援センターが設置されました。

平成 25 年 4 月から鞍手町地域包括支援センターが鞍手町総合福祉センター（くらの郷）に設置され、運営を開始しました。

地域包括支援センターでは、高齢者（65 歳以上）などの生活全般にわたって幅広く相談を受け、必要なサービスを行ったり、関係機関と連携をとる行政機関です。体調が悪かったり、家族の介護でセンターへ行くことが出来ない場合は、職員が訪問することもできます。高齢者の皆さんが住みなれた地域でいつまでも安心して生きがいを持って元気に暮らすことが出来るように支援していきます。お気軽にご相談ください。



Q
疑問

地域包括支援センターってどんなところ？

A
答え

地域包括支援センターとは、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らすことができるように支援をするところです。

Q
疑問

地域包括支援センターにはどんな職員がいるの？

A
答え

地域包括支援センターには、社会福祉士、ケアプランナー、保健師という 3 種の専門職員が常駐し、高齢者の相談や介護予防のケアマネジメントなどを行っています。

Q
疑問

地域包括支援センターではどのような事業を行っているの？

A
答え

地域包括支援センターでは、次のような事業を行っています。

①総合相談・支援事業②高齢者の権利擁護事業③包括的・継続的ケアマネジメント事業④介護予防ケアマネジメント事業⑤その他介護保険被保険者の地域における自立した生活の支援のために必要な事業

Q
疑問

地域包括支援センターではどのような相談を受けてくれるの？

A
答え

介護保険のサービスを受けたいけど、その内容がよくわからないなど、相談者がどんなことに困っていて、どのようなサービスを必要としているか時間をかけて相談者の現状を把握し、それぞれの関係機関と連携しながら、相談者一人ひとりにあったサービスを紹介します。

Q
疑問

相談のほかにどのようなことをしてくれるの？

A
答え

お金の管理や不動産などの契約に自信がなくなった場合などは、成年後見制度の活用を支援をします。この制度は、認知症などで判断能力が不十分になり、生活が困難となった人たちに、契約の代理やお金の管理を支援することで、本人を法的に守り支えるものです。



65 歳以上の公的年金等所得に係る住民税は「年金特別徴収」

公的年金などの所得に係る個人住民税（町民税・県民税）は年金からの差し引き（特別徴収）となっています。対象の人は、平成 25 年度も引き続き年金特別徴収が原則となります。

Q
疑問

公的年金からの特別徴収制度の対象者は？

A
答え

年金からの特別徴収となるのは、4 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る町民税・県民税の納税義務がある人です。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない人」「徴収される町民税・県民税が対象となる年金の額を超える人」などは対象になりません。また、特別徴収はご本人の希望による選択ができません。

Q
疑問

公的年金収入のほかに、給与所得と不動産所得があります。年金所得以外の所得も年金から特別徴収されるのですか？

A
答え

年金から特別徴収されるのは、公的年金などに係る町民税・県民税です。公的年金以外の所得に係る町民税・県民税については、給与からの特別徴収または普通徴収（納付書や口座振替）による納付となります。

Q
疑問

初めて年金からの特別徴収となります。納付方法はどのようになりますか？

A
答え

特別徴収を開始する年度については、年税額の 2 分の 1 に相当する額が 10 月・12 月・2 月の 3 回の年金から特別徴収となります。残りの 2 分の 1 に相当する額は、6 月・8 月の普通徴収（納付書や口座振替）での納付です。

（例）年税額 6 万円の場合

期（月）	普通徴収 （納付書または口座振替）		特別徴収（年金から差し引き）		
	第 1 期（6 月）	第 2 期（8 月）	10 月	12 月	2 月
税額	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000

■ 2 年目以降の納付方法

4 月・6 月・8 月は、前年度 2 月の税額と同額が徴収され、これを仮徴収と言います。10 月・12 月・2 月は、残り 3 分の 1 ずつが徴収されます。

（例）年税額 9 万円（25 年 2 月の年金から 1 万円が徴収されていた場合）

期（月）	特別徴収（年金から差し引き）					
	仮徴収			本徴収		
	25.4 月	25.6 月	25.8 月	25.10 月	25.12 月	26.2 月
税額	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000

※ 鞍手町から転出あるいは亡くなった場合、年度の途中で徴収税額が変更になった場合などには、その年の特別徴収は中止となり普通徴収に変更となります。